

発議第1号

更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

更別村議会会議規則（昭和62年更別村議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月11日提出

提出者 更別村議会議員 太田 綱 基
賛成者 同 上 小 谷 文 子

1 理 由

会議時間の変更に関する規定を明確化するとともに、議場に入る者の服装や携帯品を禁止する規則等について、現在の社会情勢に照らした表現や内容に見直すなど、所要の改正を行うものである。

2 要 旨

- (1) 議長が会議時間を変更できる方法を明確化するとともに、災害時など緊急を要するときは、会議時間を変更できることを規定する。
- (2) 議場に入る者が携帯することを禁ずる物を改めるとともに、病気その他の理由により必要と認められる物品については、議長への届出制とするよう改める。

更別村議会会議規則の一部を改正する規則

更別村議会会議規則（昭和62年更別村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1章 総則 (会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、</u> 会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から 異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊</u> <u>急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間</u> <u>を変更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>第12章 規律 (携帯品)</p> <p>第103条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘 _____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病 気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であつ</u> <u>て議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u></p> | <p>第1章 総則 (会議時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認める<u>ときは、</u> 会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から 異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>第12章 規律 (携帯品)</p> <p>第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真 機<u>及び録音機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病 気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、</u> _____この限りでない。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。